

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い

1 第2条（指定替え基準）関係

（1）株式の分布状況

- a 株券上場審査基準の取扱い2(1)a(a)（明らかに固定的所有でないと認められる株式の取扱い）の規定は、第1号の場合に準用する。
- b 第1号aに規定する「1か年以内に1万単位以上とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に2,000人以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下「猶予期間」という。）内において1万単位以上とならないとき又は2,000人以上とならないときをいうものとする。（猶予期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。）
- c 第1号（同号ただし書を除く。以下fからhまで、kからmまでにおいて同じ。）に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い14aの規定若しくは前bの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。
- d 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)（浮動株式数及び株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。
- e 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(c)（上場株式数の算定の

取扱い)の規定は、上場会社が自己株式消却決議を行った場合に準用する。

- f 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)の後3か月以内に、株主等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第1号bに規定する株主数の算定について準用する。
- g 第1号bに規定する「株主数」を算定するに当たっては、信託業務を営む銀行の名義の株式のうちに委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている株式がある場合において、上場会社が基準日等の後3か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。
- h 第1号aに規定する浮動株式数が1万単位未満である銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、1万単位以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。
- (a) 基準日等現在における浮動株式数が1万単位以上となったと認められるとき。
- (b) 株式の公募又は売出し(以下「株式の公募等」という。)を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における浮動株式数に、当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株式数(当該株式のうち明らかに浮動株式となないと認められる株

式数を除く。)を加算した数が1万単位以上となったとき。

- i 第1号bに規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、2,000人以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。
 - (a) 基準日等現在における株主数が2,000人以上となったと認められるとき。
 - (b) 株式の公募等を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における株主数に、当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、本所が認めた人数。以下同じ。)を加算した人数が2,000人以上となったとき。
- j 第1号bに規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割(同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)又は株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限り、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。以下このjにおいて同じ。)をした場合であって、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該株式分割又は株式無償割当てにより単元株式数以上の株式を所有する株主(単元株式数を定めない場合には、株主)となるべき者の数を加えた人数が、2,000人以上と

なる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が2,000人以上となったものとして取り扱うものとする。

k 第1号bに規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このkにおいて同じ。）をした場合であって、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該単元株式数の変更により単元株式数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、2,000人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が2,000人以上となったものとして取り扱うものとする。

1 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(2)g（浮動株式数及び株主数の算定の取扱い）の規定は、第1号ただし書の場合に準用する。この場合において、「本所が市場第一部銘柄の指定を承認する日まで」とあるのは「猶予期間経過後3か月以内」と、「最近の基準日等」とあるのは「猶予期間の最終日」と、「当該基準日等」とあるのは「猶予期間の最終日」と、「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」とあるのは「本所所定の「株式の分布状況表」と読み替えるものとする。

(2) 浮動株時価総額

- a 第2号に規定する「上場会社の事業年度の末日において、浮動株時価総額が10億円未満である場合」とは、上場会社の事業年度の末日における本所の売買立会における最終価格（最終値段（呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示に係る最終特別気配値段又は同規則第14条に規定する気配値段を含む。以下同じ。）をいう。ただし、最終値段がない場合は、本所がその都度定める価格をいう。以下同じ。）に、上場会社の事業年度の末日における第1号aに規定する浮動株式数を乗じて得た額が、10億円未満である場合をいう。ただし、本所が当該浮動株時価総額を適当でないと認める場合には、本所がその都度定める浮動株時価総額とする。
- b 第2号に規定する「1か年以内に10億円以上とならないとき」とは、猶予期間内において10億円以上とならないときをいう。
- c 第2号に規定する浮動株時価総額が10億円未満である銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、10億円以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。
- (a) 基準日等現在における本所の売買立会における当該株式の最終価格に、当該基準日等における第1号aに規定する浮動株式数を乗じて得た額が、10億円以上となったと認められるとき。
- (b) 株式の公募等を行った場合又は数量制限付分売を行なった場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売が行なわれた日における本所の売買立会における当該株式の最終価格に、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における浮動株式数に当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに浮動株式とはないと認められる株式数を除く。）を加算した数を乗じて得た額が、10億円以

上となったと認められるとき。

- d 上場会社が猶予期間の最終日の後3か月以内に行つた株式の公募等又は数量制限付分売の内容等を通知した場合であつて、上場会社が当該期間内に当該株式の公募等の内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、第2号に規定する浮動株時価総額は次に定めるところにより取り扱うものとする。

当該株式の公募等又は数量制限付分売が行なわれた日における本所の売買立会における当該株式の最終価格に、上場会社が本所に提出した株式の分布状況表に記載された浮動株式数に当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに浮動株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数を乗じて得た額を猶予期間の最終日における浮動株時価総額とみなすものとする。

(3) 売買高

- a 第3号の規定は、市場第一部銘柄の指定後1年未満の銘柄については適用しない。

(注) 「指定後1年」の計算に当たり、市場第一部銘柄の指定の日が休業日のため月の初日にならなかつた場合には、当該月の初日に指定されたものとみなして計算する。

- b 第3号に規定する売買高の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。

- c 第3号に規定する「最近1年間月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄（当該銘柄の新株券を含む。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

- d 上場会社がbに規定する日からさかのぼって1年以内に単元株式数の変更を行つている場合には、当該変更前については当該

変更前の単元株式数，当該変更後については当該変更後の単元株式数に基づき，第3号に規定する売買高を算定するものとする。

e 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(4)a(売買高)の規定は，第3号の場合に準用する。

(4) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは，月間平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に，その日の上場株式数（上場会社が株式分割，株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には，当該株式分割，株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の2日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（権利確定日が休業日に当たるときは，権利確定日の3日前の日）において，当該株式分割，株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末における本所の売買立会における当該株券の最終価格に，当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。ただし，本所が当該上場時価総額を適当でないと認める場合には，本所がその都度定める上場時価総額とする。

b 第4号に規定する「9か月（事業の現状，今後の展開，事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあっては，3か月）以内に20億円以上とならないとき」とは，前aに該当した月の末日の翌日から起算して9か月目の日（事業の現状，今後の展開，事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月目

の日までに本所に提出しない場合にあっては、3か月目の日)までの期間内において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が20億円以上とならないときをいうものとする。

c 上場会社は、本所が第4号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、審査対象となる各月における日々の上場株式数を記載した書面を翌月初に本所に提出しなければならない。

(5) 債務超過

a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表(比較情報を除く。以下同じ。)に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は2(5)cに規定する貸借対照表(比較情報を除く。以下同じ。)に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける上場会社である場合はこれに相当する額とする。)が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(本所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。)が負である場合をいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2(6)d(監査意見に基づく修正)の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益の額」とあるのは、「純資産の額」と読み替える。

c 第5号ただし書きに規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適

時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書きに定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでの区分に従い、当該イからハまでに規定する書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 第5号ただし書きに定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる。」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a-eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

d 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

(6) 指定替えの時期

- a 株式の分布状況が第1号に該当した場合には、原則として、猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に指定替えを行う。ただし、(1)j及びkに定める決議を行った銘柄のうち、本所が当該5か月目の月の初日に指定替えを行うことが適当でないと認めた銘柄については、本所がその都度定める日とする。
- b 浮動株時価総額が第2号に該当した場合には、原則として、猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に指定替えを行う。
- c 売買高が第3号に該当した場合には、その翌年の2月の初日に指定替えを行う。
- d 上場時価総額が第4号に該当した場合には、該当した月の末日の翌月から起算して2か月目の月の初日に指定替えを行う。
- e 純資産の額が第5号に該当した場合には、原則として、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して5か月目の月の初日に指定替えを行う。

2 昭和57年10月1日改正付則第4項（経過措置）関係

1(2)(株式の分布状況の取扱い)の規定は、昭和57年10月1日改正付則第4項の規定に基づき第2条第2号の規定が読み替えられて適用される場合に準用する。

付 則

- 1 この取扱いは，平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の1(2)gからiまでの規定は，この取扱い施行の日以後に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 この取扱いの施行前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行，資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及びこの取扱いの施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当（この取扱い施行の日以後に行うものに限る。）は，株式分割とみなして改正後の1(2)g及びiの規定を適用する。
- 4 平成3年3月中に猶予期間の最終日が到来する上場会社が，当該猶予期間経過後3か月以内に，1株を1.5株以上に分割する株式分割又は1単位の株式の数の10分の1若しくは2分の1への変更を決議した場合には，当該株式分割又は1単位の株式の数の変更を当該猶予期間経過後3か月以内に行うことを当該猶予期間内に決議したものとみなして改正後の1(2)iの規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは，平成5年2月28日から施行する。
- 2 改正後の1(2)aの規定は，この改正規定施行の日以後に改正前の同規定に定める猶予期間の最終日が到来する銘柄から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは，平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定（改正後の1(2)fを除く。次項において同じ。）は，平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行，資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株

式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の1(2)iからkまでの規定は、この改正規定施行の日以後に行う株式の分布状況の審査から適用する。

付 則

この取扱いは、平成7年3月1日から施行し、同日以後に行う株式の分布状況の審査から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成7年6月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成9年8月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

この取扱いは、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日から施行する。

(注) 「法律の施行の日」は平成12年11月30日

付 則

この取扱いは、平成13年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成13年10月1日から施行し、改正後の1(2)iから1までの規定は、この取扱い施行の日（以下「施行日」という。）以後に審査対象決算期が到来する株主数の審査から適用する。ただし、平成3年4月1日以後施行日の前日までの間において1株を1.5株以上に分割する株式分割（同時に1単位の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に1株が1.5株以上に分割されたと認められるものに限る。）若しくは1単位の株式の数の2分の1以下への変更（上場前の株式分割又は1単位の株式の数の変更については、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に行われたものに限る。）を行った又は行うことを決議した上場会社が発行者である株券については、施行日から1か年を経過した日以後に開始する事業年度を審査対象決算期とする株主数の審査から適用するものとし、当該審査対象決算期前に到来する審査対象決算期の株主数に係る審査については、これを行わないものとする。
- 2 改正後の1(1)並びに同(2)d及びeの規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

この取扱いは、本所が定める日から施行する。

((注) 本所が定める日は、平成14年6月17日)

付 則

- 1 この取扱いは、平成15年1月1日から施行する。

- 2 改正後の1(4)及び(6)dの規定は、平成15年4月を対象とする時価

総額の審査から適用するものとし,改正後の1(5)及び(6)eの規定は,施行日以後開始する連結会計年度又は事業年度を審査対象とする債務超過の審査から適用するものとする。

付 則

この取扱いは,平成15年1月14日から施行する。

付 則

この取扱いは,平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは,平成15年5月8日から施行する。

付 則

1 この取扱いは,平成16年10月1日から施行する。

2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては,当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして,改正後の規定を適用する。

付 則

この取扱いは,平成17年2月1日から施行する

付 則

この取扱いは,平成17年10月1日から施行し,同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

付 則

この取扱いは,平成18年5月1日から施行する

付 則

この取扱いは,平成19年2月1日から施行する

付 則

この取扱いは,平成19年4月1日から施行する

付 則

この取扱いは,平成19年12月1日から施行する

付 則

この取扱いは，平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年11月16日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成22年6月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成23年10月31日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。